

中小企業経営革新新支援法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文
 中小企業経営革新新支援法施行令（平成十一年政令第二百一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令</p> <p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）<u>（第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。）</u></p> <p>2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 鉱工業技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの</p> <p>（新規中小企業者に係る要件）</p> <p>第二条 法第二条第三項第三号の政令で定める費用は、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用とする。</p> <p>2 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額は、法人にあつては総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律</p>	<p>中小企業経営革新新支援法施行令</p> <p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条 中小企業経営革新新支援法（以下「法」という。）<u>（第二条第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。）</u></p> <p>（略）</p> <p>2 法第二条第一項第六号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>（新規）</p>

第三十四号) 第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額とし、個人にあつては事業所得に係る総収入金額とする。

3) 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額に対する割合は、百分の五とする。

(社団法人の要件)

第三条 法第二条第四項の政令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。

(特定独立行政法人等の範囲)

第四条 法第二条第八項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 二 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会

(創業等関連保証に係る中小企業信用保険法の特例)

第五条 法第四条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係

(社団法人の要件)

第一条 法第二条第二項の政令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。

(新規)

(新規)

は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）
第三条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規
定するもの及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証を除
く。）に係る保険関係、産業活力再生特別措置法（平成十一年
法律第三百三十一号）第二十四条第一項に規定する創業関連保証
に係る保険関係及び法第四条第一項に規定する創業等関連保証
に係る保険関係とし、同条第三項の政令で定める限度額は、八
千万円とする。

第六条 法第四条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れ

の期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百
五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同
じ。）一年につき、〇・四パーセント（手形割引特殊保証（同
項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座
貸越し特殊保証（同項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。
以下同じ。）の場合は、〇・三四パーセント）とする。

（法第八条第一項の政令で定める業種）

第七条 法第八条第一項の政令で定める業種は、次のとおりとす
る。

- 一 製造業
- 二 印刷業
- 三 ソフトウェア業
- 四 情報処理サービス業

（経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証に

（新規）

（新規）

（保険料率）

係る保険料率)

第八条 法第十三条第六項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四一パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)、同法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

(特定業種)

第九条 法第十六条第一項の特定業種は、次のとおりとする。

一～四 (略)

(経営基盤強化計画の申請期間)

第十条 法第十六条第一項の政令で定める期間は、一年とする。

(中核的支援機関の支援事業)

第十一条 法第二十六条第一項の政令で定める支援事業は、次の

第三条 法第六条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間(中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。)一年につき、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四一パーセント(手形割引特殊保証(同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下この条において同じ。))及び当座貸越し特殊保証(同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。))の場合は、〇・三五パーセント)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

(特定業種)

第四条 法第十条第一項の特定業種は、次のとおりとする。

一～四 (略)

(経営基盤強化計画の申請期間)

第五条 法第十条第一項の政令で定める期間は、一年とする。

(新規)

とおりとする。

一 高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する調査研究を行い、及び新たな事業活動を行う者に対して必要な情報を提供すること。

二 新たな事業活動を行う者又はその従業員に対し、高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する研修又は指導を行うこと。

三 新たな事業活動を行う者に対し、高度技術の研究開発若しくはその成果の活用のために必要な資金に係る債務の保証又は当該資金の貸付け若しくはそのあっせんを行うこと。

四 高度技術の研究開発及びその成果を活用した新たな事業活動を行う者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

(権限の委任)

第十二条 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画に関する権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者

(権限の委任)

第六条 法第四条第一項、第五条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 法第二条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画に関する権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者

からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限
当該経済産業局長

イ その地区が一の経済産業局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる
法第二条第四項に規定する社団法人

2 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限
当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以

からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限
当該経済産業局長

イ その地区が一の経済産業局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる
法第二条第二項に規定する社団法人

2 法第四条第一項、第五条第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 法第二条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限
当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。次号において同じ。）

二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以

下この号において同じ。)又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限
当該総合通信局長

イ その地区が一の総合通信局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる
法第二条第四項に規定する社団法人

三 法第二条第一項第八号に掲げる者(全国を地区とするものを除く。)が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限(国税庁の所掌に係るものに限る。) 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。)

四 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む国税局(沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。)又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る国税局が同一であるものに関する財務大臣の権限(国税庁の所掌に係るものに限る。) 当該国税局長

イ その地区が一の国税局の管轄区域を超えない地区組合
ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる
法第二条第四項に規定する社団法人

下この号において同じ。)又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る総合通信局が同一であるものに関する総務大臣の権限
当該総合通信局長

イ その地区が一の総合通信局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる
法第二条第二項に規定する社団法人

三 法第二条第一項第六号に掲げる者(全国を地区とするものを除く。)が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限(国税庁の所掌に係るものに限る。) 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長(沖縄国税事務所長を含む。次号において同じ。)

四 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む国税局(沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。)又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る国税局が同一であるものに関する財務大臣の権限(国税庁の所掌に係るものに限る。) 当該国税局長

イ その地区が一の国税局の管轄区域を超えない地区組合
ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる
法第二条第二項に規定する社団法人

五 法第二一条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下同じ。）

六 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる
法第二一条第四項に規定する社団法人

七 法第二一条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするもの及び北海道の区域内に主たる事務所を有するものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に

五 法第二一条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。次号において同じ。）

六 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる
法第二一条第二項に規定する社団法人

七 法第二一条第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするもの及び北海道の区域内に主たる事務所を有するものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に

従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限
当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

八 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方農政局が同一であるものに関する農林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ その地区が一の地方農政局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる
法第二條第四項に規定する社団法人

九 法第二條第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務（以下

従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限
当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

八 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方農政局が同一であるものに関する農林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ その地区が一の地方農政局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる
法第二條第二項に規定する社団法人

九 法第二條第一項第六号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務（以下「海事に関する事

「海事に関する事務」という。）に係る権限については、運輸監理部長を含む。（以下同じ。）

- 十 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に関する事務に係るものについては、運輸監理部を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるものに関する国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長
- イ その地区が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域を超えない地区組合
- ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二十条第四項に規定する社団法人

第十三条 法第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十四条第二項及び第三十五条（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。次項において同じ。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、当該異分野連携新事業分野開拓計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2) 法第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十四條第二項及び第三十五條の規定による主務大臣の権限（経済

務」という。）に係る権限については、運輸監理部長を含む。次号において同じ。）

- 十 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に関する事務に係るものについては、運輸監理部を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるものに関する国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長
- イ その地区が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域を超えない地区組合
- ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二十条第二項に規定する社団法人

（新規）

産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長

二 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限(国税庁の所掌に係るものに限る。) 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

三 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業(職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。)の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地

方農政局長

五 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長

附則

1 (略)

2 平成十三年三月三十一日までに成立している中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、法第十三条第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第八条の規定の適用については、同条中「〇・四パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二八パーセント」と、「〇・一九パーセント」とあるのは「〇・一八パーセント」とする。

附則

1 (略)

2 平成十三年三月三十一日までに成立している中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、法第六条第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第三条の規定の適用については、同条中「〇・四パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二八パーセント」と、「〇・一九パーセント」とあるのは「〇・一八パーセント」とする。

改正後	現行
<p>（電源立地対策及び電源利用対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第一条 電源開発促進対策特別会計法（以下「法」という。）第一条第二項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一（二十七）（略）</p> <p>二十八 特定発電用施設の周辺地域（特定発電用施設の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該特定発電用施設の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が特定発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）の区域内の特定高度技術産学連携地域（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十条第一項に規定する特定高度技術産学連携地域をいう。以下この号において同じ。）又は中心市街地における新たな事業活動を行う者若しくは新たな事業活動を支援する事業を行う者に利用させるための施設（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）（以下この号において「地域新事業活動基盤施設」という。）の整備に要する費用に係る次のイから八までに掲げる補助金の区分に応じ、それぞれイから八までに定める者に対して行う補助金の交付</p>	<p>（電源立地対策及び電源利用対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第一条 電源開発促進対策特別会計法（以下「法」という。）第一条第二項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一（二十七）（略）</p> <p>二十八 特定発電用施設の周辺地域（特定発電用施設の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該特定発電用施設の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が特定発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）の区域内の高度技術産業集積地域（新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第二条第九項に規定する高度技術産業集積地域であつて同法第二十四条第一項に規定する高度技術産業集積活性化計画において定める地域をいう。以下この号において同じ。）若しくは高度研究機能集積地区（同法第二条第十項に規定する高度研究機能集積地区をいう。以下この号において同じ。）又は中心市街地における新たな事業の創出を行う者若しくは新たな事業の創出を支援する事業を行う者に利用させるための施設（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）（以下この号において「地域新事業創出</p>

イ 特定高度技術産学連携地域又は中心市街地をその区域に含む都道府県が行う地域新事業活動基盤施設の整備に要する費用に係る補助金 当該都道府県

ロ 特定高度技術産学連携地域又は中心市街地をその区域に含む市町村が行う地域新事業活動基盤施設の整備に要する費用に係る補助金 当該市町村又は当該市町村をその区域に含む都道府県

ハ 特定高度技術産学連携地域若しくは中心市街地をその区域に含む都道府県若しくは市町村の出資若しくは拠出に係る法人、特殊法人の出資に係る法人又は民間事業者が行う地域新事業活動基盤施設の整備に要する費用に係る補助金 当該特定高度技術産学連携地域又は中心市街地をその区域に含む都道府県又は市町村

二十九～三十六 (略)
2～6 (略)

基盤施設」という。)の整備に要する費用に係る次のイから八までに掲げる補助金の区分に応じ、それぞれイから八までに定める者に対して行う補助金の交付

イ 高度技術産業集積地域若しくは高度研究機能集積地区又は中心市街地をその区域に含む都道府県が行う地域新事業創出基盤施設の整備に要する費用に係る補助金 当該都道府県

ロ 高度技術産業集積地域若しくは高度研究機能集積地区又は中心市街地をその区域に含む市町村が行う地域新事業創出基盤施設の整備に要する費用に係る補助金 当該市町村又は当該市町村をその区域に含む都道府県

ハ 高度技術産業集積地域若しくは高度研究機能集積地区若しくは中心市街地をその区域に含む都道府県若しくは市町村の出資若しくは拠出に係る法人、特殊法人の出資に係る法人又は民間事業者が行う地域新事業創出基盤施設の整備に要する費用に係る補助金 当該高度技術産業集積地域若しくは高度研究機能集積地区又は中心市街地をその区域に含む都道府県又は市町村

二十九～三十六 (略)
2～6 (略)

改正案	現行
<p>（産業技術力の強化を図るため特に必要な者）</p> <p>第六条 法第十七条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第十七条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ（略）</p> <p>（削る）</p> <p>□ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）<u>第二条第九項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）</u>である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者に該当する個人</p>	<p>（産業技術力の強化を図るため特に必要な者）</p> <p>第六条 法第十七条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第十七条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ（略）</p> <p>□ その特許発明が中小企業の創造的<u>事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）</u>第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従って行われる研究開発等事業（同法第二条第四項に規定する研究開発等事業をいう。以下同じ。）の成果に係るもの（当該認定研究開発等事業計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該研究開発等事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人</p> <p>ハ その特許発明が新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）<u>第二条第七項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）</u>である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者に該当する個人</p>

八 その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新（同法第二条第六項に規定する経営革新をいう。以下同じ。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

二 その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。以下同じ。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

二 法第十七条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 八（略）
（削る）

二 その特許発明が中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新（同法第二条第三項に規定する経営革新をいう。以下同じ。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

（新規）

二 法第十七条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 八（略）

二 その特許発明が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従って行われる研究開発等事業の成果に係るもの（当該認定研究開発等事業計画の終了の日から起算して二年

二 その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者

ホ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

ヘ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第一条第一項各号に掲げる中小企業者

以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該研究開発等事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

ホ その特許発明が新事業創出促進法第二条第七項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者

ヘ その特許発明が中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

（新規）

改正案	現行
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号口に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第九条第一項に規定する中小企業者等が共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業又は複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。）が共同で行おうとする同法第十一条第一項に規定する異分野連携新事業分野開拓に関する計画であつて同項の認定を受けたもの（同法第十二条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う異分野連携新事業分野開拓に係る事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</p> <p>ロ（略）</p> <p>二丁四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（業務の範囲等）</p> <p>第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号口に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ 中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第四条第一項に規定する中小企業者等が、共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</p> <p>ロ（略）</p> <p>二丁四（略）</p> <p>2（略）</p>

3 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け（都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。）とする。

一 第一項各号に掲げる事業（次号に掲げるものを除く。）であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

二 第一項第一号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係るもの

三 (略)

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる創業者が行う新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 (略)

3 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け（都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。）とする。

一 第一項各号に掲げる事業であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

(新規)

二 (略)

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二条第二項第三号に掲げる創業者が行う新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業並びに同法第十一条の二第四項第一号及び第二号に適合するものとして計画の認定を受けた中小企業者が当該計画に従つて行う新事業分野開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 (略)

改正案	現行
<p>（保険料率） 第二条（略） 2）4（略）</p> <p>5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連無担保保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十三条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険価額の合計額が七千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・五パーセントとする。</p> <p>6 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証</p>	<p>（保険料率） 第二条（略） 2）4（略）</p> <p>5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の研究開発等事業関連無担保保証（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）以下「創造活動促進法」という。）第八条第一項に規定する研究開発等事業関連無担保保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）又は特定新技術事業活動関連無担保保証（新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第十七条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の研究開発等事業関連無担保保証又は特定新技術事業活動関連無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険価額の合計額が七千万円を超える場合における当該一の研究開発等事業関連無担保保証又は特定新技術事業活動関連無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・五パーセントとする。</p> <p>6 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の研究開発等事業関連特別無担保保証</p>

保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十三
条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証に
ついて担保（保証人（特定新技術事業活動関連保証を受けた法
人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供
させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一
の特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保
険の保険関係（当該中小企業者についての特定新技術事業活動
関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険価額の合計額
が二千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動
関連特別無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率
は、〇・九パーセントとする。

（創造活動促進法第八条第一項に規定する研究開発等事業関連
保証でその保証について担保（保証人（同条第二項の経済産業
大臣の指定する者を除く。）の保証を含む。）を提供させない
ものをいう。以下同じ。）又は特定新技術事業活動関連特別無
担保保証（新事業創出促進法第十七条第一項に規定する特定新
技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人（特定
新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者
を除く。）の保証を含む。）を提供させないものをいう。以下
同じ。）をした場合における当該一の研究開発等事業関連特別
無担保保証又は特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る
新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての研究開
発等事業関連特別無担保保証又は特定新技術事業活動関連特別
無担保保証に係る新事業開拓保険の保険価額の合計額が二千万
円を超える場合における当該一の研究開発等事業関連特別無担
保保証又は特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係るもの
を除く。）についての保険料率は、〇・九パーセントとする。

改正案	現行
<p>（農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地）</p> <p>第七条 法第十条第四項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる施設の用に供される土地であつて、当該土地を農用地等（法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び同条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの</p> <p>イ〜二（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地）</p> <p>第七条 法第十条第四項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる施設の用に供される土地であつて、当該土地を農用地等（法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び同条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの</p> <p>イ〜二（略）</p> <p>ホ 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）附則第九条に規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）第五条第五項の規定による承認を受けた同条第一項に規定する開発計画（同法第六条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に基づき、同法第五条第二項第一号に掲げる地域内において整備される同項第四号イからニまでに掲げる施設</p> <p>ヘ 新事業創出促進法附則第九条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号）第七条第一項に規定す</p>

四
(略)

四
(略)

る承認集積促進計画に基づき、同法第四条第二項第一号に規定する集積促進地域内において整備される同法第五条第二項第三号イから八までに掲げる施設

改正案	現行
<p>（移転促進地域）</p> <p>第一条 工業再配置促進法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める地域は、別表第一に掲げる地域（昭和三十七年一月一日以後に公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による竣功認可のあつた埋立地に係る区域、その相当部分を中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）の工場用地とするため地方公共団体若しくは環境事業団が造成（造成に準ずる土地の整備を含む。以下この条において同じ。）をし、又は地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは環境事業団が造成に係る資金の貸付けをした工場用地で同日以後にその造成が完了したものに係る区域及び雇用の状況の改善を図る必要がある区域として経済産業省令で定める基準に従い経済産業大臣が関係地方公共団体の意見を聴いて指定する区域を除く。）とする。</p> <p>附則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 その相当部分を中小企業者（中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）による改正前の中小企業経営革新支援法附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第二条に規</p>	<p>（移転促進地域）</p> <p>第一条 工業再配置促進法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める地域は、別表第一に掲げる地域（昭和三十七年一月一日以後に公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による竣功認可のあつた埋立地に係る区域、その相当部分を中小企業者（中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）の工場用地とするため地方公共団体若しくは環境事業団が造成（造成に準ずる土地の整備を含む。以下この条において同じ。）をし、又は地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは環境事業団が造成に係る資金の貸付けをした工場用地で同日以後にその造成が完了したものに係る区域及び雇用の状況の改善を図る必要がある区域として経済産業省令で定める基準に従い経済産業大臣が関係地方公共団体の意見を聴いて指定する区域を除く。）とする。</p> <p>附則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 その相当部分を中小企業者（中小企業経営革新支援法附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第二条に規定する中小企業者をいう。）の工場用地とするため中小企業総合事業団法及び機械類信用保険</p>

定する中小企業者をいう。）の工場用地とするため中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団（同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）が造成（造成に準ずる土地の整備を含む。以下この項において同じ。）をし、又は造成に係る資金の貸付けをした工場用地でその造成が完了したものに係る区域については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が造成をし、又は造成に係る資金の貸付けをした工場用地に係る区域とみなして第一条の規定を適用する。

法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団（同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）が造成（造成に準ずる土地の整備を含む。以下この項において同じ。）をし、又は造成に係る資金の貸付けをした工場用地でその造成が完了したものに係る区域については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が造成をし、又は造成に係る資金の貸付けをした工場用地に係る区域とみなして第一条の規定を適用する。

改正案	現行
<p>（創業関連保証等に係る中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第五条 法第二十四条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法第二条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証を除く。）に係る保険関係、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係及び法第二十四条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係とし、同条第三項の政令で定める限度額は、八千万円とする。</p>	<p>（創業関連保証等に係る中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第五条 法第二十四条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法第二条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証を除く。）に係る保険関係、新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第八条第一項に規定する新事業創出関連保証に係る保険関係及び法第二十四条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係とし、同条第三項の政令で定める限度額は、八千万円とする。</p>

改正案	現行
<p>（情報通信政策課の所掌事務） 第七十一条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五 （略） 六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること。 七・八 （略）</p>	<p>（情報通信政策課の所掌事務） 第七十一条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五 （略） 六 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の施行に関すること。 七・八 （略）</p>

改正案	現行
<p>（総合食料局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合食料局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>（削る）</p> <p>九～十七（略）</p> <p>2 食糧部は、前項第二号（主要食糧を主な原料とする飲食料品に関する）に限る。）、第六号（主要食糧の流通及び加工に関する）に限る。）及び第十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（食品産業企画課の所掌事務）</p> <p>第三十九条 食品産業企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>（削る）</p> <p>九（略）</p> <p>（農村政策課の所掌事務）</p> <p>第七十七条 農村政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（総合食料局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合食料局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の施行に関する（農村振興局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十～十八（略）</p> <p>2 食糧部は、前項第二号（主要食糧を主な原料とする飲食料品に関する）に限る。）、第六号（主要食糧の流通及び加工に関する）に限る。）及び第十二号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（食品産業企画課の所掌事務）</p> <p>第三十九条 食品産業企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 新事業創出促進法の施行に関する（農村振興局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十（略）</p> <p>（農村政策課の所掌事務）</p> <p>第七十七条 農村政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 新事業創出促進法の施行に関する（地域産業資源を活</p>

七・八
(略)

八・九
(略)

用した事業環境の整備に関するにとに限る。)

改正案	現行
<p>（産業再生課の所掌事務）</p> <p>第二十五条 産業再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の施行に関する事（同法第三条の二第一項に規定する確認株式会社及び同条第二項に規定する確認有限会社に関する事）並びに同法第七条の規定による診断及び指導に関する事に限る。）。</p> <p>（立地環境整備課の所掌事務）</p> <p>第三十条 立地環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関する事（地域産業資源を活用して行う事業環境の整備に関する事に限る。）。</p> <p>（情報処理振興課の所掌事務）</p> <p>第八十三条 情報処理振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関する事（情報関連人材育成事業に関する事に限る。）。</p> <p>四 （略）</p>	<p>（産業再生課の所掌事務）</p> <p>第二十五条 産業再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 新事業創出促進法（平成十年法律第五百二十二号）の施行に関する事（中小企業庁及び商務情報政策局並びに立地環境整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（立地環境整備課の所掌事務）</p> <p>第三十条 立地環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 新事業創出促進法の施行に関する事（地域産業資源を活用した事業環境の整備に関する事に限る。）。</p> <p>（情報処理振興課の所掌事務）</p> <p>第八十三条 情報処理振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 新事業創出促進法の施行に関する事（情報関連人材育成事業に関する事に限る。）。</p> <p>四 （略）</p>

(経営支援部の所掌事務)

第百五十条 経営支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 略

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関すること(経済産業政策局及び商務情報政策局の所掌に属するものを除く。)

(経営支援課の所掌事務)

第百五十九条 経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 略

五 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関すること(経済産業政策局、商務情報政策局並びに創業連携推進課及び技術課の所掌に属するものを除く。)

(技術課の所掌事務)

第百六十一条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の技術の向上に関すること。

二 中小企業の新技术を利用した事業活動の促進に関すること。

(削る)

(経営支援部の所掌事務)

第百五十条 経営支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 略

(新規)

(経営支援課の所掌事務)

第百五十九条 経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 略

(新規)

(技術課の所掌事務)

第百六十一条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の技術の向上に関すること。

二 中小企業の新技术を利用した事業活動の促進に関すること。

三 中小企業の創造的**事業活動の促進に関する臨時措置法**(平成七年法律第四十七号)の施行に関すること(同法第十四条の二に規定する指定支援機関に関するものを除く。)

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十（略）</p> <p>四十一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の規定による基本方針の策定に関すること。</p> <p>四十二 五十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（国土環境・調整課の所掌事務）</p> <p>第四十条 国土環境・調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>（削る）</p> <p>十一 国土総合開発法第十条第二項の規定による関係都府県の同意の取得に関すること。</p> <p>（建設振興課の所掌事務）</p> <p>第四十二条 建設振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十（略）</p> <p>四十一 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の規定による基本方針の策定及び同法に規定する高度技術産業集積活性化計画に関すること。</p> <p>四十二 五十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（国土環境・調整課の所掌事務）</p> <p>第四十条 国土環境・調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 新事業創出促進法の規定による基本方針の策定に関する事務のうち地域産業資源を活用した新たな事業の創出の意義に関する事項及び高度技術産業集積地域の活用に関する事項に係るもの並びに同法に規定する高度技術産業集積活性化計画に関すること。</p> <p>十二 国土総合開発法第十条第二項の規定による関係都府県の同意の取得に関すること。</p> <p>（建設振興課の所掌事務）</p> <p>第四十二条 建設振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一 建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「建設業者等」という。）の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策（建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者（主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。第六号において同じ。）に係るものに限る。）に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二 五（略）

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定による基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業（建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者に係るものに限る。）に関すること。

七 九（略）

一 建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「建設業者等」という。）の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策（建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者（主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。）に係るものに限る。）に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二 五（略）

六 新事業創出促進法の規定による基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業及び新事業分野開拓に関すること並びに同法の規定による建設業者等に係る新事業分野開拓の実施計画の認定に関すること。

七 九（略）

中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（附則第十五条関係）

改正案

現行

(分科会)		第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
(分科会)	(分科会)	
中小企業 経営支援 分科会	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、特定産業集積の活性化に関する臨	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第

2 6 (略)	(略)	
	(略)	<p>時措置法（平成九年法律第二十八号）第四条第 四項及び中小企業の新たな事業活動の促進に関 する法律（平成十一年法律第十八号）の規定に より審議会の権限に属させられた事項を処理す ること。</p>

2 6 (略)	(略)	
	(略)	<p>に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号） （第三条第四項、特定産業集積の活性化に関す る臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四 条第四項及び中小企業経営革新支援法（平成十 一年法律第十八号）の規定により審議会の権限 に属させられた事項を処理すること。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 産業の振興</p> <p>第一節 観光振興地域の要件等（第六条 第八条）</p> <p>第二節 情報通信産業振興地域の要件等（第九条 第十二条）</p> <p>第三節 産業高度化地域の要件（第十三条）</p> <p>第四節 特別自由貿易地域の要件等（第十四条 第二十五条）</p> <p>第五節 金融業務特別地区の要件等（第二十六条 第二十八条）</p> <p>第六節 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例に係る特定業種等（第二十九条・第三十条）</p> <p>第三章 沖縄失業者求職手帳の発給等（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第四章 診療所の設置等に係る費用（第三十三条）</p> <p>第五章 大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等（第三十四条 第三十七条）</p> <p>第六章 国の負担又は補助の割合の特例等（第三十八条 第四十二条）</p> <p>第七章 雑則（第四十三条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 産業の振興</p> <p>第一節 観光振興地域の要件等（第六条 第八条）</p> <p>第二節 情報通信産業振興地域の要件等（第九条 第十二条）</p> <p>第三節 産業高度化地域の要件（第十三条）</p> <p>第四節 特別自由貿易地域の要件等（第十四条 第二十五条）</p> <p>第五節 金融業務特別地区の要件等（第二十六条 第二十八条）</p> <p>第六節 中小企業経営革新支援法の特例に係る特定業種等（第二十九条・第三十条）</p> <p>第三章 沖縄失業者求職手帳の発給等（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第四章 診療所の設置等に係る費用（第三十三条）</p> <p>第五章 大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等（第三十四条 第三十七条）</p> <p>第六章 国の負担又は補助の割合の特例等（第三十八条 第四十二条）</p> <p>第七章 雑則（第四十三条）</p> <p>附則</p>

第六節 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
の特例に係る特定業種等

(特定業種)

第二十九条 法第六十六条第一項で定める業種は、次のとおりとする。

一 五十五 (略)

第六節 中小企業経営革新支援法の特例に係る特定業種
等

(特定業種)

第二十九条 法第六十六条で定める業種は、次のとおりとする。

一 五十五 (略)